



発行 東京都

目次

告示

- 指定障害福祉サービス事業者の廃止……………一
- ………（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）…一
- 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定……………三
- ………（同）……………三
- 東京都立東京港野鳥公園の定期入場券の様式……………五
- ………（港湾局臨海開発部海上公園課）……………五
- 告 示（選）
- 政治団体の届出……………六
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………二
- 政治団体の解散の届出……………四
- 資金管理団体の指定の届出……………五
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………七
- 資金管理団体の取消しの届出……………八
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………九
- 不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………九
- 個人、政党及び政党等演説会場の指定……………九
- 公 告
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………一〇
- ………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………一〇

告示

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………一〇
- ………（同）……………一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………三
- ………（同）……………三
- 水道料金の減免措置の期間の延長……………三
- ………（水道局）……………三
- 下水道料金の減免措置の期間の延長……………三
- ………（下水道局）……………三
- 石油機器技術管理講習の実施……………三
- ………（東京消防庁）……………三
- 消防法に基づく命令……………三
- ………（同）……………三

東京都告示第六百八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第二項の規定に基づく届出があつたので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年四月十五日

東京都知事 小池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社RAVE	東信ケアサービス	墨田区石原3-20-10 ストーク同国秀山202	平成31年2月28日
有限会社ケア・けんこう	有限会社ケア・けんこう	江東区北砂6-19-3	同日
ユースタイルボタリー株式会社	土屋訪問介護事業所杉並	杉並区海星2-40-16 ビラージュ白井202	同日
ユースタイルボタリー株式会社	土屋訪問介護事業所足立	足立区練馬1-23-19 静ビルⅡ101	同日
株式会社はるかぜ	介護サービス はるかぜ	葛飾区南水元2-5-8 ソラーレ201	同日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社RAVE	東信ケアサービス	墨田区石原3-20-10 ストーク同国秀山202	平成31年2月28日
ユースタイルボタリー株式会社	土屋訪問介護事業所杉並	杉並区海星2-40-16 ビラージュ白井202	同日
ユースタイルボタリー株式会社	土屋訪問介護事業所足立	足立区練馬1-23-19 静ビルⅡ101	同日
株式会社はるかぜ	介護サービス はるかぜ	葛飾区南水元2-5-8 ソラーレ201	同日

サービスの種類 同行援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社エンジェルケアプラン	エンジェルケアプラン	港区三田4-6-18 M&Mビル401	平成31年2月1日
有限会社ケア・けんこう	有限会社ケア・けんこう	江東区北砂6-19-3	平成31年2月28日
合同会社エール	トータル介護 エール目黒	目黒区溝田3-21-14第一菊地マンション105	同日
株式会社はるかぜ	介護サービス はるかぜ	葛飾区南水元2-5-8 ソラーレ201	同日

サービスの種類 短期入所

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人くじら雲	くじらハウス	国立市中2-10-8 ハイジ若葉1階	平成31年1月31日

サービスの種類 就労移行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人江戸川菜の花の会	江戸川かもめ第三事業所	江戸川区西葛西7-28-18	平成31年2月28日

サービスの種類 就労継続支援(A型)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人高齢者在宅介護支援センター	スマイルアーク	清瀬市松山1-12-15	平成31年2月28日

サービスの種類 共同生活援助

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
ソーシャルインクルー株式会社	フレンドリアメン/大田	大田区大森東4-8-15	平成31年2月28日

●東京都告示第六百八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十六条第一項、第三十八条第一項及び第五十一条の十九第一項の規定により、平成三十一年三月一日付けで指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者を指定したので、法第五十一条、第五十一条の三十第一項及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年四月十五日

東京都知事 小池百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ田町	港区芝5-12-4 セントラル三田ハイツ105			
一般社団法人あさみ	一般社団法人あさみ	台東区根岸5-12-12 602 ビバリーホームズ根岸			
株式会社恵	ケア・サービス 恵	墨田区堀通2-7-10-101			
株式会社コンフォケア	このまち两国こころ訪問介護ステーション	墨田区緑3-3-5 両都ハイツ405			
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ旗の台	品川区西中延3-9-15 岩越ビル1階			
株式会社ケア21	ケア21 豊谷	大田区東嶺町44-9	身体障害者	知的障害者	障害児
株式会社マルニタ	ゆき訪問介護事業所	杉並区上荻2-17-10-302			
合同会社あいでる	ホームヘルプあいでる	豊島区南長崎4-35-5 みどり荘103			
合同会社GDJapan	カインドケアホーム	板橋区成増1-26-5 トレジャリイ成増502			
株式会社介護キャラバン隊	介護キャラバン隊	足立区南花畑2-7-6 グリーンパーク花畑V203			
一般社団法人バディー	バディー訪問介護	武蔵村山市中原1-28-1 ハイムBABA101			

サービスの種類 両度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ田町	港区芝5-12-4 セントラル三田ハイツ105			
一般社団法人あさみ	一般社団法人あさみ	台東区根岸5-12-12-602 ビバリーホームズ根岸			
株式会社コンフォケア	このまち两国こころ訪問介護ステーション	墨田区緑3-3-5 両都ハイツ405			
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ旗の台	品川区西中延3-9-15 岩越ビル1階			
株式会社ケア21	ケア21 豊谷	大田区東嶺町44-9	身体障害者	知的障害者	
株式会社マルニタ	ゆき訪問介護事業所	杉並区上荻2-17-10-302			
合同会社あいでる	ホームヘルプあいでる	豊島区南長崎4-35-5 みどり荘103			
株式会社介護キャラバン隊	介護キャラバン隊	足立区南花畑2-7-6 グリーンパーク花畑V203			
一般社団法人バディー	バディー訪問介護	武蔵村山市中原1-28-1 ハイムBABA101			

サービスの種類 同行接護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
			身体障害者	障害児
株式会社ケア21	ケア21 雪谷	大田区東園町44-9		
株式会社勇来ハーモニー	あんしんサポートゆりき	狛江市中和泉5-1-20レジデンスあらい301号		

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
特定非営利活動法人サポートクラブあすなろ	あすなろの館屋	小平市小川西町5-13-16	障害児

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
			知的障害者	精神障害者	知的障害者	精神障害者
キャリアアノス株式会社	ジョブサポート江戸川	江戸川区祝津3-7-12				
株式会社Melk	Melk 調布Office	調布市小島町3-69-14 第二荒井颯峰ビル1階	身体障害者(視覚障害、聴覚・言語、内臓障害)	知的障害者	精神障害者	障害等対象者

サービスの種類 就労継続支援B型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
			身体障害者(聴覚・言語、内臓障害)	知的障害者	精神障害者	障害等対象者
合同会社JAPOKI	ワークスペースQULEBO(クレボ)	豊島区北大塚2-17-4 大塚キャリアビル3階				

サービスの種類 就労定着支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
一般社団法人サンライト	就労定着支援事業所 サンライト	品川区西五反田2-31-9 シーバード五反田402	
社会福祉法人トウムあらかわ	荒川ひまわり(ジョブサポート)	荒川区荒川1-17-3-103	精神障害者
株式会社てっぺん	のんの	足立区竹の塚3-19-5 松久ハイブ103 A5室	

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
ミナノ株式会社	クライスハイム大田事業所	大田区大森東4-8-15
特定非営利活動法人ユスフィット	ユスホームズ足立	足立区
株式会社ビーテック	ザ・スカイコート柴又	葛飾区柴又5-27-19
特定非営利活動法人トモニ	ハレタ	足川市
一般社団法人さちあかめ	グループホームさちあかめ	町田市小山町2658-1

2 指定障害者支援施設

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	主たる対象者
社会福祉法人武蔵野	障害者地域生活支援ステーション わくわく武蔵野	武蔵野市吉祥寺北町5-7-5	施設入所支援 生活介護	知的障害者

3 指定一般相談支援事業者

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	主たる対象者
一般社団法人そごう	相談室 たいよう	府中市富岡町5-6-5 パークハウス富岡707	地域移行支援	精神障害者

●東京都告示第六百八十六号


東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）第十四条第四項の規定に基づき、東京都立東京港野鳥公園の定期入場券の様式を次のように定め、平成三十一年五月一日から施行する。

平成三十一年四月十五日

東京都知事 小 池 百合子

東京都立東京港野鳥公園定期入場券 一般

(表 面)

東京港野鳥公園 年間パスポート		No. _____
(有効期限)		
氏名	年齢 (購入時)	迄
※東京港野鳥公園へて来園の際は、このカードを大園口係員へて提示ください。 (氏名・年齢の記載がないものは無効)		
一般 1,200円		 東京都

(裏 面)

東京港野鳥公園
開園時間： 休 園 日：
東京港野鳥公園管理事務所 TEL

- ・縦5.5センチメートル 横8.5センチメートル
- ・表 地色、図柄、文字の色及び書体は、必要に応じて変更することができる。
- ・裏 地色、図柄、文字の色及び書体は、必要に応じて変更することができる。

東京都立東京港野鳥公園定期入場券 中学生及び65歳以上

(表 面)


東京港野鳥公園 年間パスポート No. _____

(有効期限) _____ 迄

氏名 _____ 年齢 (購入時) _____ 歳

※東京港野鳥公園へご来園の際はこのカードを入園口係員へご提示ください。
(氏名・年齢の記載がないものは無効)

中学生及び65歳以上 600円

 東京都

(裏 面)

東京港野鳥公園

開園時間： _____

休園日： _____

東京港野鳥公園管理事務所 TEL _____

- ・縦5.5センチメートル 横8.5センチメートル
- ・表 地色、図柄、文字の色及び書体は、必要に応じて変更することができる。
- ・裏 地色、図柄、文字の色及び書体は、必要に応じて変更することができる。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六
 条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によること
 とされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があ
 ったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

平成三十一年四月十五日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都板橋区第十二支部	内田 憲一郎	吉田 健太	板橋区高島平1-7-1-1	H31. 2. 7	○
自由民主党東京都板橋区第十三支部	篠田 剛	小谷 裕二	板橋区氷川町4-6-4	H31. 2. 1	○
自由民主党東京都板橋区第二十三支部	堀米 麻乃美	久家 多美枝	板橋区徳丸3-3-3-6	H31. 2. 13	○
自由民主党東京都北区第八支部	前田 幸生	岡野 一也	北区滝野川5-1-9-1	H31. 2. 25	○
自由民主党東京都北区第十三支部	大澤 敬	杉浦 孝年	北区赤羽西1-5-1	H31. 2. 25	○
自由民主党東京都国分寺市第十支部	本橋 巧	田和 洋太	国分寺市戸倉2-2-7-1	H31. 2. 21	○
自由民主党東京都品川区第三十四支部	小芝 新	小俣 芳晴	品川区大井6-1-7-4	H31. 2. 28	○
自由民主党東京都杉並区第四十一支部	松浦 威明	福田 良隆	杉並区高円寺南1-3-2-6	H31. 2. 4	○
自由民主党東京都墨田区第十六支部	藤崎 剛暉	前田 隆	墨田区向島5-4-2-3	H31. 2. 21	○
自由民主党東京都墨田区第二十四支部	坂井 秀光	古賀 豪城	墨田区石原3-1-6-1	H31. 2. 15	○
自由民主党東京都世田谷区第三十二支部	佐藤 帰一郎	米谷 慎太郎	世田谷区喜多見6-1-4-1	H31. 2. 21	○
自由民主党東京都千代田区第二十九支部	菅納 敏恭	山越 常之	千代田区神田司町2-1-5	H31. 2. 14	○
自由民主党東京都中野区第十四支部	市川 信太郎	深澤 治史	中野区中野4-3-1	H31. 2. 22	○
自由民主党東京都中野区第十五支部	佐野 晃子	佐々木 貴子	中野区本町3-3-3	H31. 2. 26	○
自由民主党東京都文京区第二十三支部	國枝 正人	北村 周	文京区小石川5-3-3	H31. 2. 14	○
自由民主党東京都文京区第二十四支部	吉村 美紀	木戸 真智子	文京区白山1-3-2-5	H31. 2. 1	○
自由民主党東京都文京区第二十五支部	松平 雄一郎	坂部 清明	文京区後楽2-5-1	H31. 2. 18	○
自由民主党東京都港区第三十九支部	美坂 勇輝	二藤 泰明	港区白金台4-7-7	H31. 2. 12	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
明日のまち三鷹をつくる会	田中 順子	亀谷 二男	三鷹市下連雀3-22-13	H31. 2. 20
新しい時代に新しい区長を! オール大田の会	福石 満	野本 春吉	大田区蒲田1-18-1	H31. 2. 4
井上かずひこ後援会	井上 一彦	小林 知久	東大和市新堀2-145-3-107	H31. 2. 4
オレンジ運動衫並会	山下 和明	伊東 美佐子	杉並区下井草4-17-20	H31. 2. 12
輝くさわやかな世田谷をつくる会	三井 美穂子	羽鳥 裕介	世田谷区上馬2-1-1	H31. 2. 12
かじわらみほを応援する会	梶原 美穂	後藤 功	八王子市子安町3-9-12	H31. 2. 15
河村孝後援会	河村 孝	亀谷 二男	三鷹市下連雀3-22-13	H31. 2. 6
菊地ゆみ後援会	菊地 裕美	菊地 真愛	小平市小川町1-404-73	H31. 2. 5
木村たかし後援会	小山 仙蔵	川合 みどり	東村山市野口町1-1-3	H31. 2. 14
国立市駅前に無償の公立保育園・幼稚園を造る会	星野 隆彦	星野 隆彦	国立市中1-8-30	H31. 2. 26
くるめしょうた後援会	久留米 頌太	圓札 昌平	世田谷区祖師谷3-24-10	H31. 2. 4
国分寺市民クラブ	村松 俊武	村松 健太	国分寺市本多4-13-11	H31. 2. 7
こしば新後援会	小芝 新	小芝 淳	品川区大井6-17-4	H31. 2. 14
小林あすか事務所	小林 あすか	小林 洋介	江戸川区一之江6-10-24	H31. 2. 26
斉藤たけし後援会	斉藤 猛	高崎 賢一	江戸川区中央4-1-15	H31. 2. 5
佐藤さいちろう後援会	佐藤 帰一郎	米谷 慎太郎	世田谷区喜多見6-14-11	H31. 2. 21
持続可能な未来を創る会	西田 主税	西田 光	港区港南4-6-7	H31. 2. 12
しながわのみらいを考える会	妹尾 麻里	妹尾 麻里	品川区西五反田5-21-4	H31. 2. 8
篠田剛後援会	篠田 剛	篠田 勝美	板橋区氷川町46-4	H31. 2. 1
島田あや後援会	島田 彩	田村 礼二	青梅市長淵3-187-4	H31. 2. 14

市民が主役小平	川里	富美	森	楓	小平市花小金井4-33-7	H31. 2. 5
市民のための市政をつくる会	田中	清春	町田	雄治	東大和市向原6-1389-3	H31. 2. 21
しもざわ章夫後援会	下澤	章夫	原	隆寿	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎1165-3	H31. 2. 25
常山会	荒井	昭一	田中	義男	杉並区方南2-23-9	H31. 2. 20
城野けんいち後援会	城野	兼一	城野	利夫	清瀬市松山2-6-28	H31. 2. 21
人民庶民党	高橋	勝男	武井	真季	荒川区西尾久3-10-15	H31. 2. 15
墨田の福祉を良くする会	青柳	吉季	青柳	吉季	墨田区緑4-8-11	H31. 2. 19
住み続けたいまち、千代田の会	星野	梓	星野	伸之	千代田区神田北乗物町2	H31. 2. 1
高木順一後援会	高木	順一	高木	朋和	八王子市宇津木町841	H31. 2. 27
多摩の未来を考える会	齋藤	聖哉	齋藤	いさ子	多摩市乞田1173-1	H31. 2. 13
千代田区の伝統と文化を守る会	田川	藍	田川	藍	千代田区六番町3-1	H31. 2. 28
寺島かずなり後援会	寺島	和成	寺島	令子	青梅市野上町2-18-3	H31. 2. 1
当麻かずや後援会	横山	和男	小山	眞市	東久留米市幸町1-4-4	H31. 2. 21
豊島区YouTuber 笹谷ゆうやファンクラブ	笹谷	侑矢	笹谷	久美	豊島区千早2-18-4	H31. 2. 20
長縄よしゆきと清瀬を考える会	長縄	宜幸	今中	真琴	清瀬市松山3-1-3	H31. 2. 22
中野じゅんこ後援会	大后	淳子	大后	淳子	東久留米市学園町1-6-8	H31. 2. 12
仲間まさし後援会	仲間	正司	池森	美奈子	福生市福生2478-9	H31. 2. 14
中村かつきと三鷹市の向上を目指す会	中村	勝喜	中村	まどか	三鷹市牟礼6-14-4	H31. 2. 14
西川ひろし後援会	西川	廣	大島	広美	昭島市玉川町5-13-13	H31. 2. 4
にしたに徹後援会	西谷	正	加納	正恵	調布市飛田給1-3-15	H31. 2. 18
西村なおこ後援会	鈴木	直子	鈴木	哲郎	品川区二葉3-8-11	H31. 2. 20
にへい文隆後援会	二瓶	文隆	二瓶	紀美代	江東区富岡1-10-3	H31. 2. 19

にへいふみのり後援会	二瓶	文徳	二瓶	紀美代	中央区月島1-10-4	H31. 2. 19
八王子の自治を考える会	森	喜彦	青木	正男	八王子市清川町19-10	H31. 2. 18
花咲くまちづくりとまうの会	山浦	真弓	柴尾	裕美	小平市学園西町2-15-2	H31. 2. 28
ひるま洋一後援会	川里	春治	比留間	治郎	小平市花小金井3-6-14	H31. 2. 5
ふじさわ志光後援会	藤沢	志光	藤沢	栄子	荒川区西尾久6-14-16	H31. 2. 20
文京区根っこの会	相川	美奈子	松下	純子	文京区湯島3-19-7	H31. 2. 7
細貝悠後援会	細貝	悠	木村	彩乃	中野区沼袋1-13-4	H31. 2. 14
街を良くする党	高野	康弘	内藤	かつ子	西多摩郡檜原村小沢3934	H31. 2. 15
松浦貴昌を応援する会	松浦	貴昌	松浦	貴昌	港区東麻布1-7-7	H31. 2. 15
松平雄一郎後援会	松平	雄一郎	坂部	清明	文京区後楽2-5-1	H31. 2. 18
まにわ尚之と江東区の未来をつくる会	間庭	尚之	濱崎	研治	江東区東砂7-18-2	H31. 2. 18
美坂ゆうき後援会	美坂	勇輝	二藤	泰明	港区白金台4-7-7	H31. 2. 1
みらい都市政策会議	矢野	健一郎	湯原	信一	港区白金台3-2-36	H31. 2. 25
みんなで作ろう みんなの板橋	和田	悠	児玉	覚生	板橋区板橋3-27-6	H31. 2. 28
無所属 東京みらい	奥澤	高広	齋藤	礼伊奈	町田市森野2-2-37	H31. 2. 5
木信会	鈴木	陵允	友廣	清志	江東区東雲2-7-5	H31. 2. 25
山下かずあき後援会	山下	和明	伊東	美佐子	杉並区下井草4-17-20	H31. 2. 6
李小牧後援会	李	小牧	日向	久美子	新宿区歌舞伎町1-23-13	H31. 2. 18
ワクワクする武蔵野をつくる会	宮代	一利	宮代	一利	武蔵野市吉祥寺南町3-27-20	H31. 2. 4
渡辺将とともに明日を拓く会	渡辺	将	渡辺	加津子	府中市宮西町2-8-4	H31. 2. 6
渡辺夏子とおひさま会議	渡辺	夏子	今井	真理	目黒区碑文谷6-1-19	H31. 2. 22
和田光広後援会	和田	光広	和田	薫	三鷹市上連雀6-27-18	H31. 2. 15

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党葛飾総支部	平沢 勝栄	会計責任者の氏名	峯岸 良至	新村 秀男	H30. 4. 10
自由民主党東京都江東区第二十四支部	高橋 恵海	主たる事務所の所在地	江東区亀戸5-37-3	江東区亀戸6-30-4	H31. 1. 18
		会計責任者の氏名	奥平 磨弥	高橋 重光	H31. 1. 18
自由民主党東京都情報通信支部	鈴木 徳治	会計責任者の氏名	鈴木 徳治	吉永 明	H31. 2. 7
自由民主党東京都墨田区第十四支部	木内 清	主たる事務所の所在地	墨田区亀沢2-12-3	墨田区本所2-10-7	H31. 2. 20
自由民主党東京都第三選挙区支部	石原 宏高	会計責任者の氏名	清水 健一	湯澤 一貴	H31. 1. 1
日本維新の会衆議院東京都第16選挙区支部	中津川 博郷	会計責任者の氏名	松村 尚和	継岩 崇史	H31. 2. 8

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体 (その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
あかばつや子後援会	赤羽 艶子	会計責任者の氏名	赤羽 良子	赤羽 宣一	H30. 8. 28
明るい住みよい中央区をつくる会	橋本 敬	主たる事務所の所在地	中央区日本橋人形町1-11-9	中央区銀座1-13-8	H31. 2. 13
		会計責任者の氏名	石島 秀起	矢田 英一郎	H31. 2. 13
明るい千代田区政をつくる会	辻 誠一	主たる事務所の所在地	千代田区神田猿楽町1-3-5	千代田区猿楽町1-3-5	H30. 1. 1
あしたの会	加藤 紀彦	代表者の氏名	加藤 紀彦	山田 修宏	H30. 6. 21
		会計責任者の氏名	鈴木 英之	加藤 紀彦	H30. 6. 21
新しい大島をめざす市民の会	山下 明	主たる事務所の所在地	大島町岡田字新開61-1	大島町元町字北の山94-1	H31. 2. 17
		代表者の氏名	山下 明	磯山 仲雄	H31. 2. 17
大村小太郎と練馬区の政治を国民の手に取り戻す会	川村 慶太郎	代表者の氏名	川村 慶太郎	川村 早苗	H31. 2. 6
おのせ康裕後援会	小野瀬 康裕	主たる事務所の所在地	目黒区上目黒4-18-12	目黒区上目黒4-21-8	H31. 2. 6
柿沢未途を囲む税理士の会	矢ノ目 忠	主たる事務所の所在地	江東区門前仲町2-2-16	江東区古石場1-1-2	H31. 1. 31
		代表者の氏名	矢ノ目 忠	進藤 暉彦	H31. 1. 31
木内清後援会	木内 清	主たる事務所の所在地	墨田区亀沢2-12-3	墨田区本所2-10-7	H31. 2. 20

●東京都選挙管理委員会告示第三十八号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七

条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成三十一年四月十五日
東京都選挙管理委員会

久保田英文後援会	池田 英夫	主たる事務所の所在地	世田谷区梅丘3-13-9	世田谷区池尻4-29-18	H31. 2. 28
幸福実現党田園調布後援会	落合 美和子	会計責任者の氏名	山本 崇	岩本 志織	H31. 2. 15
幸福実現党東京南部後援会	村岡 大輔	会計責任者の氏名	中崎 博文	町田 貴志	H31. 2. 22
幸福実現党町田後援会	岩崎 雅仁	会計責任者の氏名	浜田 圭二郎	佐々木 泰宏	H31. 2. 5
幸福実現党武蔵野後援会	柳生 邦男	主たる事務所の所在地	国分寺市東恋ヶ窪3-20-9	国分寺市本多4-4-18	H31. 2. 24
		代表者の氏名	柳生 邦男	長瀬 成章	H31. 2. 24
国民生活会議	吉村 龍助	会計責任者の氏名	西塔 謙志	川島 智太郎	H31. 1. 1
斉藤れいな後援会	齋藤 礼伊奈	政治団体の名称	斉藤れいな後援会	都民ファーストの会斉藤れいな後援会	H31. 1. 7
事故と犯罪をなくす会	山田 快	主たる事務所の所在地	福生市福生968-1	練馬区光が丘3-8-8	H30. 12. 1
白井なおこと町を作る会	白井 菜穂子	会計責任者の氏名	古池 初美	市川 実苗	H31. 2. 25
新清すみだの会	木内 清	主たる事務所の所在地	墨田区亀沢2-12-3	墨田区本所2-10-7	H31. 2. 20
清家あい後援会	田中 愛	政治団体の名称	清家あい後援会	清家あいサポーターズクラブ	H31. 2. 4
関口かずお後援会	小林 實	代表者の氏名	小林 實	関口 伊太郎	H31. 1. 1
高橋かずよしを励ます会	高橋 和義	会計責任者の氏名	阿久津 勤	佐藤 孝志	H31. 2. 20
高橋めぐみ後援会	鈴木 竹敏	主たる事務所の所在地	江東区亀戸5-37-3	江東区亀戸6-30-4	H31. 1. 18
		会計責任者の氏名	奥平 磨弥	高橋 重光	H31. 1. 18
地域課題を解決する会としま	工藤 春人	政治団体の名称	地域課題を解決する会としま	市民の力 としま	H31. 2. 26
地方創生懇話会	福榮 健一	会計責任者の氏名	福榮 裕美	佐野 昇平	H31. 2. 13
寺小舎	野田 靖志	代表者の氏名	野田 靖志	鈴木 一郎	H31. 2. 19
		会計責任者の氏名	鈴木 一郎	岡本 真二	H31. 2. 19
東京交通懇話会	山口 哲生	主たる事務所の所在地	千代田区神田猿楽町1-6-6	千代田区猿楽町1-6-6	H30. 1. 1
東京情報通信懇話会	都丸 利正	主たる事務所の所在地	江戸川区松島3-21-18	大田区西六郷3-10-7	H31. 1. 31
		会計責任者の氏名	鈴木 徳治	高尾 敏	H31. 1. 31

はせべ豊子とあゆむ会	長谷部 豊子	政治団体の名称	はせべ豊子とあゆむ会	国分寺の社会教育と福祉の充実にめざす会	H31. 2. 1
馬場たもつ後援会	指田 佐太郎	代表者の氏名	指田 佐太郎	石合 進	H31. 2. 8
はるた学を応援する会	治田 学	会計責任者の氏名	高杉 美登里	治田 桂四郎	H31. 2. 1
日野・生活者ネットワーク	出沼 恵美子	会計責任者の氏名	古池 初美	市川 実苗	H31. 2. 25
藤田まさみと東村山を元気にする会	藤田 雅美	代表者の氏名	藤田 雅美	川路 俊一	H31. 2. 15
ふまミチ後援会	夫馬 三知	会計責任者の氏名	川上 秀盛	大山 明徳	H31. 2. 19
三島学後援会	三島 学	主たる事務所の所在地	調布市仙川町1-9-27	調布市若葉町2-19-5	H31. 2. 12
みつじ利弘後援会	増木 米孝	主たる事務所の所在地	大島町元町1-5-10	大島町差木地1番地	H31. 2. 13
		代表者の氏名	増木 米孝	藤井 重道	H31. 2. 13
未来へはばたく世田谷の会	池田 英夫	主たる事務所の所在地	世田谷区梅丘3-13-9	世田谷区桜丘1-16-20	H31. 2. 28
武蔵野市政を立て直す会	近藤 和義	主たる事務所の所在地	武蔵野市中町2-21-15	武蔵野市中町2-21-14	H31. 2. 5
武蔵野市とはじめの一步	澤木 宗人	政治団体の名称	武蔵野市とはじめの一步	澤木宗人とはじめの一步	H31. 2. 4
山田としお後援会	武藤 明博	会計責任者の氏名	山田 百合子	中島 邦彦	H31. 2. 3
山本たいと後援会	湧井 恭行	主たる事務所の所在地	中央区日本橋本町4-7-10	中央区日本橋室町1-6-3	H31. 2. 13
吉岡けいた後援会	吉岡 慶太	主たる事務所の所在地	北区豊島5-4-1	北区神谷1-2-6	H31. 1. 1
わたべ茂後援会	渡部 茂	会計責任者の氏名	沖山 新	渡部 正光	H31. 2. 18
東京都医師政治連盟足立支部	高田 潤	代表者の氏名	高田 潤	須藤 秀明	H30. 5. 3
		会計責任者の氏名	高田 潤	須藤 秀明	H30. 5. 3
東京都医師政治連盟八王子支部	石塚 太一	代表者の氏名	石塚 太一	佐々木 容三	H30. 6. 1
		会計責任者の氏名	西島 重信	森田 英一郎	H30. 6. 1
東京都宅建政治連盟中野支部	石井 弘美	会計責任者の氏名	栗原 利久	酒井 一男	H31. 2. 27

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都渋谷区第二十七支部	中谷 琢也	H30. 12. 31

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
あかばつや子後援会	赤羽 艶子	H31. 2. 8
葛飾を愛する会	大理 則枝	H31. 1. 17
葛飾を変える会	田村 宏	H31. 1. 20
元気な中野をつくる区民の会	安藤 文隆	H31. 1. 31
斉藤常男後援会	請井 勝雄	H31. 2. 18
渋谷区からきれいになる会	長谷部 健	H31. 2. 26
じも党	石原 聖康	H31. 2. 22
常山会	荒井 昭一	H31. 2. 18
墨田の福祉を良くする会	青柳 吉季	H31. 1. 31
高木順一後援会	高木 順一	H31. 2. 22
田中大輔後援会	田中 大輔	H31. 1. 31
中谷たくや後援会	中谷 琢也	H30. 12. 31
中村ひさおを励ます会	中村 尚郎	H31. 2. 20
西村孝幸と暮らしやすい「すみだ」のまちを考える会	西村 孝幸	H31. 1. 31
林久美子後援会	下戸 薫	H31. 2. 25
森徹後援会	長谷川 茂雄	H31. 2. 3

●東京都選挙管理委員会告示第三十九号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号) 第十

七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十一年四月十五日

東京都選挙管理委員会

山下かずあき後援会	山下 和明	H30. 12. 31
山本ひろやす後援会	山本 博康	H31. 2. 27
有済会	鳩山 太郎	H31. 1. 31
吉岡なつえと町をつくる会	吉岡 奈津絵	H31. 2. 22
都民ファーストの会南多摩支部	齋藤 礼伊奈	H31. 1. 7

●東京都選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十一年四月十五日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
青柳 吉季	区議会議員	墨田の福祉を良くする会	墨田区緑4-8-11	H31. 2. 1
井上 一彦	市議会議員	井上かずひこ後援会	東大和市新堀2-1453-107	H31. 2. 1
梶原 美穂	市議会議員	かじわらみほを応援する会	八王子市子安町3-9-12	H31. 2. 15
川里 富美	市議会議員	市民が主役小平	小平市花小金井4-33-7	H31. 2. 5
河村 孝	市長	河村孝後援会	三鷹市下連雀3-22-13	H31. 2. 6
久留米 頌太	区議会議員	くるめしょうた後援会	世田谷区祖師谷3-24-10	H31. 2. 4
斉藤 猛	区長	斉藤たけし後援会	江戸川区中央4-1-15	H31. 2. 5
笹谷 侑矢	区議会議員	豊島区YouTuber笹谷ゆうやファンクラブ	豊島区千早2-18-4	H31. 2. 19
城野 兼一	市議会議員	城野けんいち後援会	清瀬市松山2-6-28	H31. 2. 21
大后 淳子	市議会議員	中野じゅんこ後援会	東久留米市学園町1-6-8	H31. 2. 12
高木 順一	市議会議員	高木順一後援会	八王子市宇津木町841	H31. 2. 27
田中 ゆきえ	区議会議員	情報公開しんじゅく	新宿区高田馬場3-34-14	H31. 2. 13
西田 主税	区長	持続可能な未来を創る会	港区港南4-6-7	H31. 2. 12
長谷部 豊子	市議会議員	はせば豊子とあゆむ会	国分寺市本多4-11-22	H31. 2. 1
藤田 雅美	市議会議員	藤田まさみと東村山を元気にする会	東村山市恩多町3-42-40	H31. 2. 15
宮代 一利	市議会議員	ワクワクする武蔵野をつくる会	武蔵野市吉祥寺南町3-27-20	H31. 2. 4
山浦 真弓	市議会議員	花咲くまちづくりとまうの会	小平市学園西町2-15-2	H31. 2. 27
山下 和明	区議会議員	山下かずあき後援会	杉並区下井草4-17-20	H31. 2. 6
渡辺 夏子	区議会議員	渡辺夏子とおひさま会議	目黒区碑文谷6-1-19	H31. 2. 20

●東京都選挙管理委員会告示第四十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
 異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定
 により、次のとおり公表する。
 平成三十一年四月十五日
 東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
木内 清	木内清後援会	主たる事務所の所在地	墨田区亀沢2-12-3	墨田区本所2-10-7	H31. 2. 20
工藤 春人	地域課題を解決する会としま	政治団体の名称	地域課題を解決する会としま	市民の力 としま	H31. 2. 26
齋藤 礼伊奈	斉藤れいな後援会	政治団体の名称	斉藤れいな後援会	都民ファーストの会 斉藤れいな後援会	H31. 1. 7
澤木 宗人	武蔵野市とはじめの一步	政治団体の名称	武蔵野市とはじめの一步	澤木宗人とはじめの一步	H31. 2. 4
田中 愛	清家あい後援会	政治団体の名称	清家あい後援会	清家あいサポーターズクラブ	H31. 2. 4

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
木下 悦希	木下えつき後援会	H31. 2. 5

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
青柳 吉季	墨田の福祉を良くする会	H31. 1. 31
赤羽 艶子	あかばつや子後援会	H31. 2. 8
高木 順一	高木順一後援会	H27. 4. 30
田中 大輔	田中大輔後援会	H31. 1. 31
中村 尚郎	中村ひさおを励ます会	H31. 2. 20
鳩山 太郎	有済会	H31. 1. 31
山下 和明	山下かずあき後援会	H30. 12. 31
山本 博康	山本ひろやす後援会	H31. 2. 27
吉岡 奈津絵	吉岡なつえと町をつくる会	H31. 2. 22

●東京都選挙管理委員会告示第四十二号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 第十

九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に

より、次のとおり公表する。
 平成三十一年四月十五日
 東京都選挙管理委員会

●東京都選挙管理委員会告示第四十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十一年四月十五日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

パステルライフ昭島 昭島市緑町三丁目五番八号
介護老人保健施設アゼリ 昭島市昭和町四丁目六番二号
ア アネックス

●東京都選挙管理委員会告示第四十四号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

平成三十一年四月十五日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

木村牧角病院 板橋区中丸町二十一番三号

●東京都選挙管理委員会告示第四十五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第百六十一条第一項第三号(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催できる施設として指定した旨、法第百六十一条第三項の規定により報告があった。

平成三十一年四月十五日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成31年3月20日	杉並区選挙管理委員会	天沼区民集会所(第3集会室)	杉並区天沼三丁目19番16号
平成31年3月20日	杉並区選挙管理委員会	天沼区民集会所(第4集会室)	杉並区天沼三丁目19番16号
平成31年3月20日	杉並区選挙管理委員会	阿佐谷地域区民センター(第4集会室)	杉並区阿佐谷南一丁目47番17号
平成31年3月20日	杉並区選挙管理委員会	阿佐谷地域区民センター(第5集会室)	杉並区阿佐谷南一丁目47番17号

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年四月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

平成三十一年四月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 スーパーアルプス散田店
- 二 店舗所在地 八王子市散田町五丁目四番
- 三 設置者名 株式会社スーパーアルプス
- 四 設置者住所 八王子市滝山町二丁目三百五十一番地
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社スーパーアルプス
- 六 新設をする日 平成三十一年十月二十二日
- 七 店舗面積の合計 千七百二十七平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 七十一台

- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗北西側 七十一台

- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 三十六平方メートル

- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十二・〇六立方メートル

- 十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時三十分

- 十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時四十五分

- 十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時から午後十一時まで

- 十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二箇所 店舗北西側ほか

- 十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

- 十七 届出日 平成三十一年二月二十一日

- 十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

- 十九 縦覧期間 平成三十一年四月十五日から同年八月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

- 二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年四月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

平成三十一年四月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 品川プリンスホテル
- 二 店舗所在地 港区高輪四丁目十番三十号
- 三 設置者名 株式会社プリンスホテル
- 四 設置者住所 豊島区南池袋一丁目十六番十五号
- 五 変更前の設置者の代表者名 赤坂 茂好
- 六 変更後の設置者の代表者名 小山 正彦
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 ブルーミング株式会社ほか二十二名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社スピニングルカンパニーほか十八名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社プリンスホテルほか一名

<p>十 変更前の小売業者の代表者名 赤坂 茂好 (株式会社プリンスホテル) ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 小山 正彦 (株式会社プリンスホテル) ほか</p> <p>十二 変更日 平成三十一年二月二十八日ほか</p> <p>十三 届出日 平成三十一年三月十五日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 平成三十一年四月十五日から同年八月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 (号) に到着するよう提出してください。 平成三十一年四月十五日</p> <p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子 オーケー池尻大橋店</p> <p>二 店舗所在地 世田谷区池尻三丁目二十七番十一号</p> <p>三 設置者名 エノルメ・エッセ株式会社</p> <p>四 設置者住所 世田谷区池尻三丁目二十七番十二号</p> <p>五 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後六時まで</p> <p>六 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p> <p>七 変更日 平成三十一年三月三十一日</p> <p>八 届出日 平成三十一年三月六日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 平成三十一年四月十五日から同年八月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 以下「法」という。第六條第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名 (団体にあつては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所 (団体にあつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年四月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番</p>	<p>一 店舗名 品川プリンスホテル</p> <p>二 店舗所在地 港区高輪四丁目十番三十号</p>	<p>三 設置者名 株式会社プリンスホテル 豊島区南池袋一丁目十六番十五号</p> <p>四 設置者住所 なし</p> <p>五 変更前の駐輪場の位置及び収容台数 なし</p> <p>六 変更後の駐輪場の位置及び収容台数 店舗西側 五十一台</p> <p>七 変更日 平成三十一年十一月十六日</p> <p>八 届出日 平成三十一年三月十五日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 平成三十一年四月十五日から同年八月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>平成三十一年四月十五日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 (仮称) オーケー調布店新築工事</p> <p>二 店舗所在地 調布市小島町一丁目六番二ほか</p> <p>三 設置者名 有限会社えの木</p>
---	---	---	--	---	---

<p>四 意見</p> <p>ア 聴取者 調布市長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 平成三十一年三月二十六日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成三十一年四月十五日から同年五月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>平成二十三年六月十六日付東京都公報に東京都下水道局長名で公告した「下水道料金の減免措置について」における東日本大震災による避難者の下水道料金の減免措置について、減免措置の期間を次のとおり延長するので公告する。</p> <p>平成三十一年四月十五日</p> <p>東京都下水道局長 和賀井 克 夫</p> <p>一 延長前の減免措置の期間</p> <p>平成二十三年三月十一日以降使用を開始した日の属する月分から平成三十一年三月三十一日の属する月分まで</p> <p>二 延長後の減免措置の期間</p> <p>平成二十三年三月十一日以降使用を開始した日の属する月分から平成三十二年三月三十一日の属する月分まで</p>	<p>㍑ 平成31年6月26日（水曜日）及び同月27日（木曜日）</p> <p>同日とも午前9時から午後6時まで</p> <p>全国家電公館</p> <p>文京区湯島三丁目6番1号</p> <p>㍑ 平成31年11月25日（月曜日）及び同月26日（火曜日）</p> <p>同日とも午前9時から午後6時まで</p> <p>株式会社ノーリツ八王子研修センター</p> <p>八王子市石川町728番地の8</p> <p>2 石油機器技術管理講習（再講習）</p> <p>(1) 受講対象者</p> <p>既に一般講習又は再講習を修了して石油機器技術管理講習修了証を交付された者で、交付の日以後における最初の4月1日から5年を経過しないもの</p> <p>(2) 講習の実施日時及び実施場所</p> <p>㍑ 平成31年6月28日（金曜日）</p> <p>午前9時30分から午後5時まで</p> <p>全国家電公館</p> <p>文京区湯島三丁目6番1号</p> <p>㍑ 平成31年11月27日（水曜日）</p> <p>午前9時30分から午後5時まで</p> <p>株式会社ノーリツ八王子研修センター</p> <p>八王子市石川町728番地の8</p> <p>3 申請方法</p> <p>受講申請書に講習希望日等を記入の上、各講習を開始する日の1か月前までに申請先へ郵送すること。</p> <p>4 講習の実施機関及び申請先</p>
<p>水道料金の減免措置の期間の延長について</p> <p>平成三十年四月十六日付東京都公報に東京都下水道局長名で公告した「下水道料金の減免措置の期間の延長について」における東日本大震災による避難者の下水道料金の減免措置について、次のとおり減免措置の期間を延長するので公告する。</p> <p>平成三十一年四月十五日</p> <p>東京都下水道局長 中 嶋 正 宏</p> <p>一 延長前の減免措置の期間</p> <p>平成二十三年三月十一日以降使用を開始した日の属する月分から平成三十一年三月三十一日の属する月分まで</p> <p>二 延長後の減免措置の期間</p> <p>平成二十三年三月十一日以降使用を開始した日の属する月分から平成三十二年三月三十一日の属する月分まで</p> <p>下水道料金の減免措置の期間の延長について</p>	<p>平成31年度石油機器技術管理講習（一般講習）</p> <p>・再講習）の実施について</p> <p>火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第62条の5の規定による火災予防施行規程（昭和37年7月東京消防庁告示第17号）第12条第1項に定める石油機器技術管理講習を次のとおり行う。</p> <p>平成31年4月15日</p> <p>東京消防庁</p> <p>消防総監 安 藤 俊 雄</p> <p>1 石油機器技術管理講習（一般講習）</p> <p>(1) 受講対象者</p> <p>地震動等により作動する安全装置を設けることとされている石油燃焼設備若しくは器具の設置工事又は修理を業として行おうとする者</p> <p>(2) 講習の実施日時及び実施場所</p>	<p>3 申請方法</p> <p>受講申請書に講習希望日等を記入の上、各講習を開始する日の1か月前までに申請先へ郵送すること。</p> <p>4 講習の実施機関及び申請先</p>

<p>一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会 郵便番号150-0011 渋谷区東二丁目24番2号 問合せ先 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会 電話03 (3499) 2928</p> <p>6 受審申請書配布先 (1) 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会 (2) 都内 (稲城市及び鳥しよ地域を除く。) の各消防署、 消防分署及び消防出張所</p> <hr/> <p>消防法に基づく命令の公告について 消防法 (昭和23年法律第186号。以下「法」という。) 第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成31年4月15日</p> <p>東京消防庁 葛西消防署長 茂 呂 浩 光</p> <p>1 防火対象物の所在地 江戸川区西葛西三丁目22番25号 2 防火対象物の名称 フラミール荒井 3 命令を受けた者 荒井 ふさ子 荒井 秀子 荒井 明美</p> <p>4 命令事項 (1) 平成31年8月31日までに、 2の防火対象物の地下1階から10階までの各階に屋内消火栓設備を技術上の基準に従って設置すること。</p>	<p>5 命令年月日 平成31年2月28日</p> <p>(2) 平成31年8月31日までに、 2の防火対象物の屋内消火栓設備の非常電源を技術上の基準に適合させること。 (3) 平成31年12月31日までに、 2の防火対象物にスプリンクラー設備を設置すること。 (4) 平成31年9月30日までに、 2の防火対象物の2階から10階までの各階に自動火災報知設備の感知器を技術上の基準に従って設置すること。 (5) 平成31年9月30日までに、 2の防火対象物に放送設備を設置すること。</p>	
---	---	--

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 七〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001

